

健衛発0628第5号
平成25年6月28日

各

都道府県 政令市 特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

まつ毛エクステンションに係る教育プログラムと情報提供等について

まつ毛エクステンションについては、「まつ毛エクステンションによる危害防止の徹底について」（平成20年3月7日付け健衛発第0307001号）、「まつ毛エクステンションによる危害防止の周知及び指導・監督の徹底」（平成22年2月18日付け健衛発0218第1号）及び「まつ毛エクステンションによる安全性の確保について」（平成24年11月28日付け健衛発1128第1号）によりまつ毛エクステンションの危害の防止のため、周知や指導監督をお願いしてきたところです。

他方、国民生活センター等に寄せられる健康被害等の相談が多数に上る中で、生活衛生関係営業等衛生問題検討会においてまつ毛エクステンションの施術に係る安全の確保等について検討が行われ、昨年8月に「まつ毛エクステンションの施術に係る論点の整理」がとりまとめられたところですが、今般、これを踏まえ、教育プログラムに関する専門的な検討が行われ、別添1のとおり、「まつ毛エクステンションの教育プログラム等について」（以下「検討会報告」という。）がとりまとめられ、同検討会に報告が行われました。

つきましては、検討会報告と関係資料（別添2）を送付しますので、御了知ください。なお、今般の教育プログラムを踏まえ、養成施設においてまつ毛エクステンションに係る教育の充実が図られるよう、別添3のとおり、関係機関に対し通知を行っておりますので、あわせて御了知ください。

まつ毛エクステンションについては、検討会報告においても改めて指摘されているように、目の周りへの施術であり、目や皮膚への健康被害等のトラブルを生じさせるリスクを内包していることから、その安心・安全を確保するために、安心・安全を第一とする施術者の十分な自覚や配慮のもと、下記のような情報提供等の取組みの徹底が極めて重要でありますので、営業者に対する周知や指導監督をお願いします。

また、消費者においても、健康被害等のリスクを十分に認識の上、施術前に施術者に十分な説明を求めるとともに、万一、目等に異常が生じた場合には、医師の診察を受けるようにする必要がありますので、消費者行政対応部局と連

携し、これらの点に関して消費者等に対する注意喚起をよろしくお願いします。

記

1. まつ毛エクステンションの施術に当たっては、あらかじめ顧客の状況に応じて施術が可能であるかを問診票等を用いて確認すること。
2. まつ毛エクステンションの施術の前に、施術中の注意事項や施術後のケア、健康被害のリスク等について、利用者に十分な説明を行い、理解を得ること。
3. 「理容所及び美容所における衛生管理要領」（昭和 56 年 6 月 1 日付け環指第 95 号）に基づき、器具の消毒などの衛生管理を徹底すること。
4. 眼等に異常が生じた場合には、直ちに眼科、皮膚科等の医師の診察を受ける必要があること。